

技術継承者育成事業実施要綱

(目的)

第1条 県指定の伝統的手工芸品の製作技術・技法の継承に積極的な者を対象とした技術継承講座を産地に開設し、高度な技術まで修得させることにより、伝統的手工芸品の技術継承者を確保し育成することを目的とする。

(対象団体)

第2条 この事業の対象となる団体は、埼玉県伝統的手工芸品産業振興対策要綱（昭和53年4月1日施行）第3の規定に基づき県の指定を受けている伝統的手工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等（以下「指定組合」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体

(事業の内容等)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる年次に応じ、当該各号に掲げる事業を行う。

(1) 1年目

- ア 事業実施主体（指定組合）を決定する。（県）
- イ 指定組合、地元市町村及び県等を構成員とする技術継承者育成事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業を実施するにあたっての方向性の提言などを行う。（県）
- ウ 委員会での提言などを踏まえ、技術継承講座の開設を主たる内容とする事業計画（3～5年間）を作成する。（指定組合）

(2) 2年目（計画1年目）

- ア 事業を実施するための施設等を整備する。（指定組合）
- イ 事業計画に基づき、事業を開始する。（指定組合）

(3) 3年目～6年目（計画2年目～5年目）

- ア 事業計画に従い、事業を実施する。（指定組合）
- イ 事業の進捗状況の把握に努め、必要な助言等を行う。（県）

2 前項第1号については、過去に当該事業を実施したことのある指定組合においては、これを省略することができるものとする。この場合、前項第2号を1年目（計画1年目）、前項第3号を2年目～5年目（計画2年目～5年目）とする。

3 第1項の事業を実施するにあたっては、県指定の伝統的手工芸品の製作技術・技法の

継承に積極的な者を受講者とする。

(事業の実施)

第4条 知事は、指定組合が当該事業を実施するのに必要な指導及び助言並びに予算の範囲内での助成を行うものとする。

(報告の徴収)

第5条 知事は、指定組合に対し、当該事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年7月7日から施行する。

附 則 (平成16年 4月 1日改正)

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 6月 1日改正)

この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 4月 1日改正)

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。